

佐世保市競争入札参加資格審査申請等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の5第1項及び佐世保市財務規則(昭和44年規則第9号。以下「規則」という。)第136条に基づき、競争入札参加者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)、参加資格の審査申請(以下「参加申請」という。)、資格審査及び入札参加資格者名簿の作成等に関する必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 佐世保市建設工事及び建設コンサルタント業務の契約事務に関する要綱(以下「建設工事等契約事務要綱」という。)第2条第1号に定めるものをいう。
- (2) 建設コンサルタント 建設工事等契約事務要綱第2条第2号に定めるものをいう。
- (3) 物品 佐世保市物品の購入、修理及び印刷物の製造の契約事務に関する要綱(以下「物品等契約事務要綱」という。)第2条第1号に定めるものをいう
- (4) 印刷物の製造 物品等契約事務要綱第2条第2号に定めるものをいう。
- (5) 業務委託 佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱(以下「業務委託基幹要綱」という。)第3条第2項に定めるものをいう。

(入札参加対象の工種及び営業種目)

第3条 入札参加対象の工種及び営業種目は、別表1に掲げるとおりとする。

(入札参加資格)

第4条 競争入札に参加する者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 自治令第167条の4第1項に該当しない者(ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。)及び同条第2項に該当しない者であること

- (2) 営業に関して、許可、認可、登録（以下「許可等」という。）を必要とする場合は、当該許可等を受けていること
 - (3) 市内に本店、営業所がある業者は、市税の全税目及び国民健康保険税（市内に本店、営業所がない業者は、法人税）を滞納していないこと
 - (4) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと
 - (5) 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること（ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後に次条第1項に規定する手続きがなされた者を除く。）
- 2 建設工事の競争入札に参加する者にあつては、次に掲げる要件を備えていなければならない。
- (1) 入札に参加しようとする工種に関して建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受け、かつ建設業法第27条の27の規定による審査結果の通知を受けていること。なお、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者にあつては、手続き開始の決定後に経営事項審査を受け、審査結果の通知を受けていること。また、許可行政庁から総合評定値（P）を取得していること。
 - (2) 前号の経営事項審査の審査項目の中の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」について、いずれも「無」に該当しない者であること
- 3 物品及び印刷物の製造並びに業務委託（以下「物品等」という。）の競争入札に参加する者にあつては、第6条第2項に定める審査基準日において創業又は法人の設立から1年を経過していなければならない。

（入札参加資格の申請）

第5条 競争入札に参加を希望する者は、別に定める書類を添えて申請しなければならない。

- 2 申請書の提出時期は、3月を除く各月の祝日を除く第2月曜日からその週の金曜日までとする。ただし、建設コンサルタント業務については、西暦の偶数年度における市が指定する期間とする。

- 3 物品等の参加申請にあたっては、別に定める営業種目一覧の分類についてそれぞれ3種目まで申請することができるものとする。

(入札参加資格の審査)

第6条 第4条に規定する入札参加資格については、第5条第1項の提出書類により審査するものとする。

- 2 入札参加資格の審査基準日は、4月1日とする。ただし、4月1日以降に参加申請をした業者の審査基準日は、申請をした翌月の1日とする。

(等級区分の格付け)

第7条 参加資格の登録にあたっては、建設工事にあつては建設工事等契約事務要綱、印刷の製造にあつては物品等契約事務要綱並びに業務委託にあつては業務委託基幹要綱に定める基準に基づき、各等級へ格付けを行うものとする。

(入札参加資格の認定)

第8条 資格審査の結果については、書面により申請者に通知する。

- 2 市長は、入札参加資格を認定したときは、入札参加資格者名簿に登録し、これを公表するものとする。

(入札参加資格の有効期間)

第9条 入札参加資格の有効期間は、第6条第2項に規定する審査基準日から、当年度末の3月31日までとする。ただし、建設コンサルタント業務については、審査基準日の属する年度が西暦の偶数年度である場合は、翌年度末の3月31日までとする。

- 2 入札参加資格者名簿（建設コンサルタント業務を除く。）に登録された者で、有効期間中に別に定める本市が指定した書類（以下「更新書類」という。）を提出した者については、翌年度末の3月31日まで有効期間を延長するものとする。
- 3 前項により更新書類を提出しない者及び建設コンサルタント業務の入札参加資格者名簿に登録された者で、西暦の偶数年度における市が指定する期間に更新書類を提出しない者は、有効期間内であっても当該入札参加資格を停止する。
- 4 前項の場合において、入札参加資格が取り消されるまでの間に更新書類が提出されたときは、当該提出日から入札参加資格を有するものとして取り扱うこ

ととする。

(申請事項等の変更)

第10条 入札参加資格者名簿に登録された者は、入札参加資格の申請事項に変更があったときは、すみやかに変更届と別に定める書類を添付して、市長に届け出なければならない。

2 物品等にかかる営業種目の変更については、毎年度市長が指定する期間に申し出るものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

3 前項により変更した営業種目は、翌年度から適用する。

(登録の承継)

第11条 次の各号により営業又は事業を承継した者は、承継前の入札参加資格を有する者から当該承継人が引き継いだものとみなし、すみやかに別に定める手続きを行わなければならない。

(1) 個人事業者が死亡した場合におけるその相続人

(2) 病気、老齢等により営業に従事できなくなった個人事業者の営業権を承継したその配偶者、2親等以内の親族又は生計を一にする同居の親族

(3) 会社が解散し、会社の代表者がその事業を譲り受け個人事業者となった場合におけるその個人事業者

(4) 個人事業者が法人を設立した場合におけるその法人

(5) 法人が合併した場合における合併後存続する法人又は合併により設立する法人

(6) 法人が分割した場合における事業を承継する既存の法人又は設立する法人

(7) 法人が事業を譲渡した場合における当該事業の譲渡を受けた法人又は個人事業者

(8) その他市長が前各号に類すると認める場合における当該営業又は事業の譲渡を受けた個人事業者又は法人

(入札参加資格の取下げ)

第12条 入札参加資格者名簿に登録された者が、次に掲げる事項に該当したときは、すみやかに入札参加資格の取下げの届出をしなければならない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の各号のいずれかに該当したとき

- (2) 営業の全部又は一部を廃業したとき
 - (3) 営業に必要な許可等を有しなくなったとき
 - (4) その他、以後の入札への参加を辞退するとき
- 2 市長は、前項の届出があった場合には、必要に応じ、入札参加資格の全部または一部を取り消すものとする。
- 3 前項の規定により入札参加資格を取り消した場合、当該有資格者の有効期間内での再度の申請は原則的にこれを認めないものとする。

(入札参加資格の取消し等)

第13条 市長は、入札参加資格者名簿に登録された者が、次に掲げるいずれかの事項に該当することとなったときは、必要に応じ、入札参加資格の認定を取り消すことができる。ただし、認定を取り消すにあたって、当該取消事由が本市が行う指名停止措置に該当する場合にあっては、その措置を行った上で、認定を取り消すものとする。

- (1) 申請において虚偽の申請をしたことが明らかになったとき
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することが明らかになったとき
 - (3) 営業の全部又は一部を廃業したことが明らかになったとき
 - (4) 入札参加資格者名簿に登録された工種及び営業種目に係る必要な許可・免許・登録等を有しなくなったことが明らかになったとき
 - (5) 競争入札に参加しようとする契約に必要な資格である許可等を欠くこととなったことを知りながら、当該競争入札に参加し、又は地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に規定する見積に応じ、若しくは同項第2号及び第5号から第9号までに規定する随意契約の相手方となったことが明らかになり、市長が極めて悪質であると認めたとき
 - (6) 第9条第3項により入札参加資格が停止となった者が次に該当したとき
 - ア 建設工事については、経営事項審査の審査基準日から2年を経過したとき
 - イ 物品等については、有効期間満了のとき又は有効期間満了から別に定める期間を経過したとき
- 2 市長は、前項第1号から第5号の規定に基づき参加資格を取り消したときは、遅滞なく当該有資格者に通知するものとする。
- 3 第1項第1号から第5号の規定に基づき、入札参加資格の取消しを受けた事

業者は、次の各号に定める期間、新たに入札参加資格の申請を行うことができないものとする。

- (1) 第1項第1号及び第2号（地方自治法施行令第167条の4第1項に該当することが明らかになったときを除く。）又は同項第5号の規定による取消し
入札参加資格の取消しをした日から2年間
- (2) 第1項第3号及び第4号による取消し 入札参加資格の取消しをした日から1年間
- (3) 前各号にかかわらず、市長が特に認めたときは入札参加資格の取消しをした日から3年間とすることができる。

（その他）

第14条 前条第1項の規定に基づき、入札参加資格の全部を取り消された者による次回の申請は、新規の申請として取り扱うものとする

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年3月10日から施行する。
- 2 改正後の規定は、令和7年度以後に締結する契約について適用し、令和6年度以前に締結した契約については、なお従前の例による。

別表 1 - 1 (建設工事)

1	土木一式工事	16	ガラス工事
2	建築一式工事	17	塗装工事
3	大工工事	18	防水工事
4	左官工事	19	内装仕上工事
5	とび・土工・コンクリート工事	20	機械器具設置工事
6	石工事	21	熱絶縁工事
7	屋根工事	22	電気通信工事
8	電気工事	23	造園工事
9	管工事	24	さく井工事
10	タイル・レンガ・ブロック工事	25	建具工事
11	鋼構造物工事	26	水道施設工事
12	鉄筋工事	27	消防施設工事
13	舗装工事	28	清掃施設工事
14	しゅんせつ工事	29	解体
15	板金工事		

別表 1 - 2 (建設コンサルタント業務)

1	測量	4	建築関係建設コンサルタント
2	地質調査	5	補償コンサルタント
3	土木関係建設コンサルタント		

別表 1 - 3 (物品)

1	医療器具	26	水産用品
2	衣料・寝具	27	水道資材
3	医療用薬品	28	スポーツ用品
4	印刷（連続帳票以外）	29	石油・プロパンガス
5	印刷（連続帳票）	30	染物
6	印章・ゴム印	31	地図印刷
7	OA機器	32	茶
8	家具・建具	33	厨房機器
9	ガス機器	34	通信機器
10	楽器・CD	35	鉄工制作
11	写真	36	電気
12	看板	37	特殊印刷
13	機械・金物	38	図書・新聞
14	贈答品	39	塗装用品
15	教材・保育用品	40	日用品・雑貨
16	計測量機	41	農機具
17	建設・土木資材	42	農業用薬品
18	工業用薬品	43	花
19	自動車購入・売却	44	福祉用品
20	自動車修理	45	不用品売却（金属、古紙）
21	室内装飾	46	不用品売却（金属、古紙以外）
22	事務機器	47	文房具・紙製品
23	種子、植木、肥料、飼料、間伐材 売却	48	理学機器
24	食料品	49	機器等リース
25	消防・防災用品	50	その他

別表 1 - 4 (業務委託)

1	清掃業務	12	システム開発、システム機器等 保守管理等業務
2	警備業務	13	イベント開催・会場等設営業務
3	害虫駆除業務、消毒業務	14	運送業務（廃棄物関係は除く）
4	施設等運転管理業務（指定管理 者は除く）	15	データ入力業務
5	消防用設備保守点検業務	16	調査業務
6	ボイラー保守点検業務	17	不動産鑑定業務・土地家屋調査 業務
7	電気設備保守点検業務	18	廃棄物
8	機械（機器）設備点検保守業務	19	除草業務
9	空調機器点検業務	20	洗濯・クリーニング業務
10	各種測定・検査業務	21	その他の業務
11	デザイン・編集等業務	22	水道局業務